

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：牧戸棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

旧加子母村地域のうち番田地区牧戸棚田
範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

・棚田の保全活動要員として地域内外のボランティアの確保やスマート農業の導入により省力化等することで、令和11年度までに牧戸棚田における遊休農地(108a)のうち、10a以上の棚田で耕作を再開する。

○生産性の向上に向けた取り組み

・スマート農業の導入を検討し、省力化に取り組む。

(ドローン利用面積：令和6年度0ha → 令和11年度0.6ha)

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○自然環境の保全・活用

・牧戸棚田地域に設置された侵入防止柵や檻を、他地域区民と共に管理するなど、鳥獣被害対策を推進し、令和11年度までに牧戸棚田における鳥獣被害面積を100a(約40万円)から80a(約32万円)に減少させる。

・棚田の保全活動要員として、地区外のボランティアを新たに確保する。

(ボランティアの数：令和6年度0人 → 令和11年度20人)

○良好な景観の形成

・定期的な草刈等の管理作業により、牧戸棚田の畦畔保持活動を実施する。

○伝統文化の継承

・番田地区の春の例祭で催される獅子舞、笛、太鼓などの伝統文化の継承を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

・令和11年度までに、都市部大学生(関東・東海・関西)による農業体験等を行い、都市農村交流の活動フィールドとして活用することで、関係人口を20人(令和6年度)から50人に増やす。

○棚田で生産される農産物の流通の拡大

・PRロゴ等の作成を行い、棚田のPRを行うとともに、新たに棚田米や棚田で生産される農作物のインターネットサイト販売を行い、販売先を1社以上確保し、流通経路の開拓に努める。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

・新たなボランティアや農業者の確保を進めるとともに、スマート農業機械の導入により、労働力の確保と作業効率を向上させ、令和11年度までに牧戸棚田における遊休化した農地のうち、10a以上の農地で、水稻を作付し耕作を再開する。

○生産性の向上に向けた取り組み

・令和11年度までに労働時間の短縮や作業効率の改善による生産性の向上に向け、ドローン防除等のスマート農業技術の導入を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○自然環境の保全・活用

・牧戸棚田地域で地元区所有の侵入防止柵や檻を、他地域区民と共に管理するなど、鳥獣被害対策を推進し、牧戸棚田における鳥獣被害面積を減少させる。

・高齢化と後継者不足が進んでいることから、草刈り等を実施する作業要員として、新たに地区外のボランティアを募集し、持続的な保全活動が実施できる体制を整える。

○良好な景観の形成

・牧戸棚田において、畦畔が老朽化や豪雨災害により崩落が発生した場合には、適切な工法を用いた修復を実施し、良好な景観を確保する。

○伝統文化の継承

・牧戸地域だけでなく番田区民などの協力を得ながら、昔から伝わる地元区の例祭で催される獅子舞などの伝統文化を継承する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

・令和11年までに加子母むらづくり協議会が行う「木匠塾」（建築を学ぶ長期滞在型ゼミ）に参加する都市部大学生（関東・東海・関西）による農業体験など、都市農村交流の活動フィールドとして活用する。

○棚田で生産される農産物の流通の拡大

・牧戸棚田のロゴ等を印刷したシールや米袋を作成し、棚田産であることをPRするとともに、棚田で生産された農産物の新たな流通経路として、インターネットサイト等での販売を開始する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名別紙のとおり。
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項